

遺言書

《各相続人に特定の財産を相続させる場合》

遺言者 ●●●●は次のとおり遺言する。

第1条 遺言者は、遺言者の所有する下記の不動産を、妻 ▲▲▲▲（昭和〇〇年〇〇月〇〇日生）に相続させる。

1) 土地

所 在 : 福岡市〇〇区〇〇丁目

地 番 : 〇〇番〇〇号

地 目 : 宅地

地 積 : 〇〇㎡

2) 建物

所 在 : 福岡市〇〇区〇〇丁目〇〇番地

家屋番号 : 〇〇〇号

種 類 : 居宅

構 造 : 木造瓦葺一階建

床 面 積 : 〇〇㎡

第2条 遺言者は、遺言者の有する次の預金等を、長男 ■■■■（昭和〇〇年〇〇月〇〇日生）の相続させる。

1) 福岡銀行 本店の遺言者名義の普通預金

2) 西日本シティ銀行 本店の遺言者名義の定期預金

第3条 遺言者は、前2条記載の財産を除く遺言者の有する一切の財産を、長男 ■■■■（昭和〇〇年〇〇月〇〇日生）に相続させる。

平成〇〇年〇〇月〇〇日 (※1)

福岡市〇〇区〇〇丁目〇〇番

遺言者 ●●●● (印) (※2)

(※1) …自筆証書遺言を作成する場合には、必ず日付を記入します。日付を記入する場合には、「平成〇〇年〇〇月〇〇日」や「平成〇〇年の誕生日」などのように日付を特定できる記載方法でなければなりません。「平成〇〇年〇〇月吉日」などは日付が特定できませんので、無効となります。

(※2) …遺言書に使用する印鑑は、実印でなければならないという制限はありません。しかしながら、トラブル等を防止するために実印を使用することをお勧めいたします。